

低 入 札 価 格 調 査 マ ニ ュ ア ル

1 目的

低入札価格調査マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、「横手市低入札価格調査制度実施要綱」に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2 適用対象

本マニュアルは、低入札価格調査基準額を下回った入札者に対して適用する。

3 調査方法

- (1)本マニュアルに基づく調査(以下、「本調査」という。)は、入札(開札)日から実施し、速やかに入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
- (2)本調査は下記の手順で実施するものとする。
 - 落札の決定を保留した段階で、当該入札者に対し、原則として、入札(開札)日の翌日に、事情聴取を行う旨通知するものとする。
 - なお、資料(様式1~10)は、入札書に添付し提出させるものとする。
 - 事情聴取は、本マニュアル「4 調査内容」に基づき、入札の責任者(社長、支店長、営業所長等)から行なう。
- (3)本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行なわれない場合は、調査対象者に対し、期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準に該当する旨宣言し、「不適切な入札」として低入札価格調査委員会へ報告する旨申し述べる。

4 調査内容

本調査においては、横手市低入札価格調査制度実施要綱第8条(調査の実施等)における調査内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行なうものとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1)当該価格で入札した理由 | (様式1) |
| (2)入札金額の積算内訳 | (様式2) |
| (3)手持工事の状況 | (様式3) |
| (4)契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 | (様式4) |
| (5)手持資材の状況 | (様式5) |
| (6)資材購入先及び購入先と入札者との関係 | (様式6) |
| (7)手持機械数の状況 | (様式7) |
| (8)労務者の具体的供給見通し | (様式8~9) |
| (9)建設副産物の搬出地 | (様式10) |

(1)当該価格で入札した理由(様式 1)

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

(2)入札金額の積算内訳

「入札金額の積算内訳(様式 2、様式 2 の 1)」について以下の調査を行なう。

仕様及び数量

- 数量総括表に対応する積算内訳となっているか。
- 設計図書での要求事項を理解して積算を行なっているか。
- 指定の数量によって積算されているか。
(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)
- 指定の工法によって施工することとしているか。
(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか)

資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行なう。

安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上は不適當ではないか。
(特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと)

現場管理費

現場管理費の計上は不適當ではないか。

一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

(3)手持ち工事の状況

手持ち工事の状況(様式 3～様式 3 の 1)の内容について、以下の調査を行う。

契約対象工事付近における手持ち工事(様式 3)及び契約対象工事に関連する手持ち工事(様式 3 の 1)の状況から間接費の節減が可能か。
(具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能であるかどうか。)

(4)契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式 4)」の内容について、以下の調査を行う。

監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうかを検討する。

緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5)手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況(様式 5)」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、

低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- (b) コンクリート用型枠等を活用する。
- (c) 安全管理資材を保有している。
- (d) 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用により優位性がある。

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

「資材購入先及び購入先と入札者との関係(様式 6)」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- (c) 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械数の状況

「手持ち機械数の状況(様式 7)」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

労務者の確保計画(様式 8)及び工種別労務者配置計画(様式 9)の内容について、以下の調査を行う。

労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

(9) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地(様式 10)」について、以下の調査を行う。

建設副産物の搬出予定地や処理体制等が、発注仕様書等に合致しているかを確認する。

適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。(処理価格も含む)

5 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

(1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。